

平成 24 年 職員組合 当局提案および合意内容

当 局 提 案 内 容	合 意 内 容
<p>1. 給与制度について</p> <p>① 住居手当のうち、持家分の支給（7,000 円/月）の支給を廃止する。</p> <p>② 55 歳を超える職員（技能労務職給料表および医療職給料表（一）は 57 歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は 2 号給昇給）、特に良好な場合には 1 号給（現行は 3 号給）、極めて良好の場合には 2 号給以上（現行は 4 号給以上）の昇給に、それぞれ抑制する。</p> <p>③ 最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減する。</p> <p>④ 平成 25 年 1 月 1 日の昇給を停止する。</p>	<p>1.</p> <p>① 今年度の交渉は見送ることとし、来年度以降に改めて協議を行う。</p> <p>② 引き続き協議を行う。</p> <p>③ 引き続き協議を行う。</p> <p>④ 平成 25 年 1 月 1 日の昇給について、医療職給料表（一）を除く全職員 2 号給を抑制する。（ただし、平成 25 年 1 月 1 日の昇給が 2 号給に満たない者については、昇給しない。）</p>
<p>2. 労務管理について</p> <p>① 平成 25 年以降の夏季休暇の付与日数を 6 日とする。なお、盛夏期間中の休暇の計画利用はこれまでどおり 10 日とし、夏季休暇 6 日と年休 4 日とする。</p>	<p>2.</p> <p>① 今年度の交渉は見送ることとし、来年度以降に改めて協議を行う。</p>
<p>3. その他</p>	<p>3.</p> <p>① 定数外職員の処遇改善について 平成 20 年度以降に採用され、平成 25 年度も引き続き雇用される週 35 時間非常勤職員は、従前の格付けをする 4 月 1 日に 1 号給を加算する。 なお、平成 24 年度以降の採用者については、2 年目の格付けに際し、従前の格付けに 1 号給を加算する。</p>
	<p>② 人事給与制度の再構築について 今後、2 年間で人事給与制度の再構築を行っていく。なお、その際給与水準の低いところについては是正する。 また、人事給与制度の再構築は労使による検討会の中で、十分な協議をしていく。</p>